住民監查請求監查結果

第1 請求の受理

1 請求人

Χ

2 相手方

生島典明副市長(以下「副市長」という。)

3 請求の提出日

平成 23 年 3 月 1 日

4 請求の要件審査

この札幌市職員措置請求については、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第1項に規定する要件を備えているものと認め、請求の提出日付けで受理した。

第2 監査の実施

1 請求の概要

請求人から提出された札幌市職員措置請求書及び下記2記載の平成23年3月16日に行った法第242条第6項に規定する請求人の陳述を総合した結果、請求(以下「本件措置請求」という。)の要旨及び理由は次のとおりである。

請求の要旨

副市長が使用した札幌ハイヤー事業協同組合が発行するさっぽろタクシーチケット(以下「チケット」という。)のうち、私的用務に対し公金を支出したことは 違法又は不当であるので、その使用したタクシー代金を札幌市に返還するよう求める。

請求の理由

副市長が使用したチケットの用務欄に「会合」とだけ書かれているものがみられたが、これは札幌市が定めたルールに反している。札幌市が定めたルールを守れない副市長を任命した札幌市長の責任が問われるべきであるし、そもそも政治的、宗教的、個人的(私的)な会合への出席等に際し、公費たるタクシー代金を支出することは許されない。

平成22年6月3日の「会合」については、会合名さえ公開できないとされたが、

それは公務ではないから公開できないのであり、公務以外の私的用務に対し、タ クシー代金を支出することは違法又は不当である。

また、副市長が過去1年間に使用したチケットのうち、「会合」と書かれている ものについて、私的用務なのか公務なのかを調査し、私的用務に使われているも のがあればタクシー代金を札幌市に返還すべきである。

このような違法又は不当な支出により、札幌市は本件措置請求から過去1年間 に、副市長が私的用務に使用したタクシー代金について損害を被っている。

2 請求人の新たな証拠の提出及び陳述

請求人の陳述は平成 23 年 3 月 16 日に行われたが、請求人からは新たな証拠の提出はなかった。

3 監查対象部

札幌市市長政策室秘書部(以下「秘書部」という。)

4 監査の方法

法第242条第4項の規定による監査は次の方法で実施した。

書類調査

監査対象部に対して関係書類の提出を求め、書類調査を行った。

事情聴取

監査対象部の関係職員から事情を聴取した。

第3 監査の結果

1 認定した事実

当監査委員は、書類調査及び監査対象部関係職員の事情聴取を行い、次の事実を認めた。

副市長の権限及び職務について

副市長は、地方公務員法第3条第3項第1号の定めによる特別職であり、一般職の地方公務員とは異なって、同法第4条第2項の規定により同法の適用を受けず、勤務時間や服務についての定めはない。

副市長の権限及び職務については、法第 167 条第 1 項に副市長は市長を補佐し、 市長の命を受け政策及び企画をつかさどり、その補助機関である職員の担当する 事務を監督する、同条第 2 項に市長の権限に属する事務のうち委任を受けたもの について執行する、と規定されており、その権限は相当広範囲にわたるものである。

そのため、副市長の業務は輻輳し、その遂行は夜間や深夜にまで及ぶこともあるほか休日においても公務が優先されることとなる。

副市長の移動手段について

特別職である副市長の職務の重要性、緊急性及び機密性に鑑み、職務の円滑な遂行等のため、副市長には専用の公用車(以下「専用車」という。)が配置されており、公務での移動には、原則として専用車が使用されている。

しかし、何らかの理由で専用車が配車されないとき、又は副市長がその公務内 容等を勘案してその必要性がないと判断したときには、その代替手段としてタク シーを利用することがある。

タクシーチケットの取扱い等について

ア タクシーチケットの制度について

札幌市においては、公用車の配車が得られない場合に公務遂行に支障が生じないよう、札幌ハイヤー事業協同組合(以下「組合」という。)と契約を締結したうえで、組合からチケットの発行を受け、組合に加盟している事業者のタクシーの供給を受けることができる。

タクシーを利用し精算(降車)する際に、所定事項(使用者名、使用日時、料金等)をチケットに記載して運転手に渡し、それを組合が回収し、チケットを使用した部に一括して料金を請求する仕組みとなっている。

イ タクシーチケットの使用基準等について

札幌市におけるチケットの取扱・保管等については、昭和53年8月に制定された札幌市営業車、地下鉄等の使用に関する事務取扱要領(以下「要領」という。)及び札幌市営業車、地下鉄等の使用に関する事務取扱要領の運用方針(以下「運用方針」という。)があり、以下の場合にのみチケットを使用することができるとされている(要領第8条、運用方針第8条関係)。

- (ア) 公務による会議、調査、検査、工事監督、交渉、行事、視察等で緊急を要し、又は勤務の態様からみてやむを得ないと認められる場合
- (イ) 公用車の配車が得られない場合
- (ウ) 通常の交通機関を利用しては、円滑な公務遂行に支障がある場合

また、使用内容の記載及び確認については、チケットを使用する場合はチケット及びチケット控に所定事項を記載して運転手に渡すとともに、使用後にチケット控を所属係長まで提出すること、チケット控を受けた所属係長は、直ちにその内容を確認すること、その際、用務欄には、「外勤用務」等抽象的な表現を避け、「会議出席」、「工事しゅん工検査」等具体的に記入することがそれぞれ求められている(要領第9条、運用方針第9条関係)。

なお、課長以上の職にある者が職務遂行上専用に使用する必要がありチケット保管者となった場合には、使用後のチケット控を局長及びこれに準ずる者は局庶務担当係長まで、部長及びこれに準ずる者は部庶務担当係長まで、課長及びこれに準ずる者は課庶務担当係長まで提出すること、チケット控を受けた各庶務担当係長は、直ちにその内容を確認することが必要とされている(要領第13条、運用方針第13条関係)。

副市長のチケット使用に係る要領上の取扱い等について

要領は、札幌市の職員が職務上使用するチケット等の使用及び取扱保管について、チケットの受入れ、管理、交付、使用、報告等を定めるものであり(要領第1条) 要領第13条においては、課長以上の職にある者が1冊のチケット簿冊を専用に使用する場合の取扱いの特例を定めているが、副市長の職にある者の取扱いについては何らの規定もなく、他に副市長のチケット使用の基準になり得るような定めも置かれていない。

本件使用及び支出の状況等について

監査対象とした8件のチケット(副市長が過去1年間に使用したチケットのうち、用務欄に「会合」と書かれているもの)に関する支出及び使用の状況等は、次のとおりである。

アー支出の状況

副市長がチケットを使用するについては、秘書部において組合からの請求書に基づき支出命令書を作成し、この支出命令書を分任出納員が確認し、出納員たる秘書課長の決裁を経て、会計室に送付され、支出されることとなっている。本件において問題とされるチケット使用の支出時期、金額等は次表のとおりである。

なお、上記の各支出に当たっては、これら会計規則等の関係規程に則り実施

されていた。

事案	乗車年月日	支出金額	支出年月日
	平成22.3.26(金)	2,570 円	平成 22.5.12
	平成22.3.29(月)	2,490 円	平成 22.5.12
	平成 22.4. 9(金)	2,810円	平成 22.5.12
	平成22.4.16(金)	2,490 円	平成 22.5.12
	平成22.5.25(火)	2,410 円	平成 22.7. 9
	平成 22.6. 3(木)	2,330円	平成 22.7. 9
	平成22.7.15(木)	2,090 円	平成 22.8.10
	平成22.7.23(金)	4,010 円	平成 22.9.10

イ チケットの使用状況

副市長が使用したチケットの使用状況は、次表のとおりである。

事案	乗車年月日	降車時刻	経路(乗車地~降	車地)
	平成22.3.26(金)	20:30	プリンスホテル	~ 自宅
	平成22.3.29(月)	20:30	ホテルライフォート	~~自宅
	平成 22.4. 9(金)	22:30	ICC(注)	~ 自宅
	平成 22.4.16(金)	20:30	ホテルロイトン	~ 自宅
	平成 22.5.25(火)	21:15	パークホテル	~ 自宅
	平成 22.6. 3(木)	20:30	ホテルオークラ	~ 自宅
	平成 22.7.15(木)	20:00	京王プラザホテル	~ 自宅
	平成22.7.23(金)	21:00	シェラトンホテル	~自宅

注 札幌市デジタル創造プラザのこと。札幌市豊平区にあるクリエイター支援施設で、通常ICC(インタークロス・クリエイティブ・センター)と称されている。

ウ 当日における副市長の日程

副市長のスケジュール表、会合等に関する主催者側からの案内文などから、 以下の事案 ~ に関して、当日における副市長の日程を確認したところ、以 下のとおりであった。なお、スケジュール表等においては、ホテル等の正式名 称が記載されているため、前記イの経路で記載された施設名称とは異なるもの もあるが実質上同一である。

事案	会合等の内容	開催場所	滞在時間
	おさない直也「早春の集い」	札幌プリンスホテル	18:00 頃~20:00 頃
	公明党会派懇親会	ホテルライフォート札幌	19:00 頃~20:00 頃
	社)札幌・北海道コンテンツ戦略	札幌市デジタル創造プラ	19:50 頃~22:00 頃
	機構新法人設立記念パーティー	ザ(ICC)	
	「本願寺展」オープニング祝賀会	ロイトン札幌	18:20 頃~20:00 頃
	北海道・札幌市「春の懇親会」	札幌パークホテル	17:50 頃~20:30 頃
	非公開(注)	ホテルオークラ札幌	18:20 頃~20:00 頃
	瀋陽市訪問団歓迎夕食会	京王プラザホテル札幌	18:00 頃~20:00 頃
	小川直人市議を励ます会	シェラトンホテル札幌	18:20 頃~20:00 頃

注 札幌市情報公開条例第7条第5号才に該当するとして、請求人に対して 会合名は公開していない。

2 判断

前記1の認定した事実に基づき、当監査委員は、請求人が本件措置請求で主張する違法又は不当(以下「違法等」という。)などの事由について、次のとおり判断する。

請求人は、「副市長が使用したタクシーチケットの用務欄に「会合」とだけ書かれていることが、市が定めたルールに反している」と主張しているので、まずこの点について検討する。

請求人のいう「市が定めたルール」とは、要領等のことを指しているものと思われる。しかし、これは前記 1 - (3)のとおり札幌市の一般職員に関する職務上必要なチケットの使用及び取扱保管について定めたものであり、専用車が配置され、その代替手段としてタクシーを使用する副市長には適用がないと解するのが相当である。専用車を配置された副市長らの特別職が代替手段としてタクシーを使用する場合を一般職のタクシー使用と同一基準で規制することは不合理であり、公務の円滑な遂行等を考慮し、その時々の判断により専用車と同様にタクシーの使

用を広く認めて差し支えないと考えられるからである。

したがって、本件チケットの使用が市のルールに反するとの上記請求人の主張 は採用することができない。

請求人は、「平成 22 年 6 月 3 日の「会合」は公務ではないから公開できないのであり、公務以外の私的用務に対し、タクシー代金を支出することは違法又は不当である」と主張しているので、続いてこの点について検討する。

チケットの使用に関する支出については、公務に必要なものとして予算措置がなされている。したがって、チケットの使用に関する支出行為が違法等となるのは、公務上の必要がないにもかかわらずチケットが使用された場合であるといえる。

そして、このような公務上の必要性の有無については、用務先、用務内容、金額等からみて、タクシーの使用による効果と費用等を勘案し、タクシーの使用が合理的なものか否かによって判断すべきものと解されている。

また、チケット使用の違法性等の判断に当たっては、公金の支出が事務処理のために必要とされるものであっても、予算執行時における地域住民の生活水準や一般的経済観念等に照らし、当該事務の目的、効果との関連性が認められず、又はそれらとの均衡を著しく欠くなど、予算執行権限を有する職員に与えられた裁量を逸脱ないし濫用したと認められる場合には違法であると解されている(松山地方裁判所平成11年7月7日判決)。

そこで、以下、副市長の平成22年6月3日のチケット使用に違法等があるかど うかについて検討する。

事案 の、いわゆる平成22年6月3日の「会合」については、札幌市情報公開条例第7条第5号オに該当し、公表することにより市政への著しい支障を及ぼすため、一般に公開することはできないとされているが、当監査委員らが関係部局に対する事情聴取等により、その内容等を確認したところ、当該「会合」は副市長が札幌市の代表として公的な会合に参加したというもので、その公務上の必要性は問題なく是認できるものである。

また、前記 1 - (2)にあるとおり副市長には専用車が配置されているが、今回は 運転手らの通常の勤務時間を大きく超える時間帯での送迎となるため、タクシー を使用したほうが安価となることは明らかであり、タクシー使用には十分な合理 性が認められる。

したがって、事案 のチケット使用に関する支出行為については、社会通念に 照らしてその目的、効果との均衡を欠くとも言えず、裁量権の逸脱ないし濫用が あったとは認められない。

さらに請求人は、「過去1年間に使用したチケットのうち、「会合」と書かれているものについて、私的用務なのか公務なのか調査し、私的用務に使われているものがあればタクシー代金を返還すべきである」と主張しているので、事案 を除くその余の7件について検討する。

住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実(以下「当該行為等」という。)について、具体的な理由により当該行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求する必要があるとされている。

しかしながら、請求人は、事案 及び については、個人的な会合に対してなぜ公金を支出するのか、事案 については、(特定の会派との会合では)公平性に欠けるのではないか、事案 については、夜 10 時半までパーティーで何をしているのか、事案 については、夜の会合ではいい知恵は出るのか、といった疑問を呈し、また、事案 については、(宗教関連の)私用と断定するが、それ以上の個別具体的な違法性・不当性に関する主張をせず、事案 については違法・不当の具体的な根拠を示していない。

したがって、本件措置請求のうち事案 を除くその余の7件については、違法、 不当の具体的主張を欠く不適法なものと言わざるを得ない。

なお、副市長によるこれらのチケット使用については、以下に述べるように何れも問題がないと判断されるので、念のため付言する。

ア 事案 及び について

本件は、ともに市議会議員の後援会から招待を受け、議員の市政報告会に出席し、札幌市の代表として儀礼の挨拶を交わし、市政に関する意見交換を行うなどしたというもので、特定の議員に対する支援を目的としたものとはいえないから、副市長の職務の範囲内に属するものと認められる。

イ 事案 について

本件は、札幌市議会公明党議員会から招待を受けて出席したものであって、議会会派との間で意思の疎通を図り、一般的な友好、信頼関係の増進に努めるとともに意見交換等を行うことは、副市長の職務の範囲内であり、そのことをもって特定の会派に対する支援を目的としたものとはいえない。したがって、本件も副市長の公務と認められる。

ウ 事案 について

本件は、札幌市がその育成を支援しているIT・コンテンツ産業において新たに設立された法人の記念パーティーに、札幌市を代表して出席し、関係者との意見交換等を行ったというものである。そこで得られた知識や情報は、市政に反映できるものと考えられ、本件もその公務と認めることができる。

エ 事案 について

「本願寺展」は、北海道近代美術館において、国宝5件、重要文化財27件を含む約150件が展示、公開されるという特別な文化イベントである。札幌市が当該イベントの後援を行っている関係で、浄土真宗本願寺派から招待を受けて出席したというもので、このような文化的行事に札幌市を代表して祝辞を述べ、札幌市の文化振興に関する意見交換等を行うことは、副市長の職務の範囲内であり、特定の宗教に対する援助・助長とはいえないことは明らかであるから、本件の公務性も問題がないと認められる。

オ 事案 について

本件は、北海道庁との連携強化を目的として札幌市が主催したもので、北海道からは知事、副知事(3名)、本市から市長、副市長(3名)が一堂に会し、各種行政分野における情報、意見交換等を行ったというものであり、これについても副市長の職務の範囲内であると考えられるから、本件は公務と認められる。

カ 事案 について

本件は、札幌瀋陽友好都市提携30周年事業に係る打ち合わせのため来札した 瀋陽市代表団に歓迎の意を表すために出席したもので、その中で札幌市の代表 として儀礼の挨拶を交わし、国際交流関係の維持増進に努めることは、副市長 の職務の範囲内であると考えられるから、本件は公務と認められる。

第4 結論

以上により、請求人の本件措置請求のうち、事案 については請求に理由がない ので、これを棄却し、その余の点については却下することとする。